

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	本巣市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.motosu.lg.jp/life/jouhou/tokutei_kojinjoho/

執行機関名 本巣市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの(重度心身障害) (1) 福祉医療費受給資格者の資格管理に関する事務 (2) 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 別表第1 第1の項 本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 福祉医療費受給資格者の資格管理に関する事務 (2) 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第二百二十三号)	本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、乳幼児等、<u>重度心身障害者</u>、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の<u>保健の向上</u>に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>本巢市福祉医療費助成に関する条例（平成16年本巢市条例第89号） 本巢市福祉医療費助成に関する条例施行規則（平成16年本巢市規則第50号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第9条
②事務の内容	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う重度心身障害者の受給者証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。）以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報</p>	<p>当該申請を行う重度心身障害者又は当該重度心身障害者の父母又は当該重度心身障害者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報</p>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ロ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う重度心身障害者又は当該重度心身障害者の父母又は当該重度心身障害者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ニ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第1項第2号ア
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ホ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第1項第2号エ
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ヘ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う重度心身障害者又は当該重度心身障害者の父母又は当該重度心身障害者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第13条及び本巢市福祉医療費助成に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	本巢市福祉医療費助成に関する条例第4条の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号 イ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う重度心身障害者又は当該重度心身障害者の父母又は当該重度心身障害者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号 ロ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第1項第2号ア
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号 ハ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第1項第2号エ
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う重度心身障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

備考	
----	--